破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４１号
京都府亀岡市篠町浄法寺土取９番地１
破産者　大石　和久
１　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
２　一般調査期日　平成24年２月29日午前10時
平成23年12月９日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１２３３号
神戸市兵庫区中道通８丁目１番18号、従前の住所神戸市須磨区緑が丘２丁目18番15号
破産者　向井　一成
１　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
２　一般調査期日　平成24年１月26日午前10時30分
平成23年12月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７３号
大阪府河内長野市西片添町８番２号
破産者　株式会社三日市木材
１　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
２　一般調査期日　平成24年３月15日午後１時30分
平成23年12月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町962番地１
破産者　アイプランこと　眞﨑理恵子
１　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
２　一般調査期日　平成24年４月12日午前11時
平成23年12月15日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
福岡県直方市古町６番９号
破産者　窪田　悦士
１　破産債権の届出期間　平成24年２月15日まで
２　一般調査期日　平成24年３月９日午前10時30分
平成23年12月16日　福岡地方裁判所直方支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１１２号
秋田県湯沢市川連町字欠上り16番地５
破産者　有限会社和幸仏壇
異議申述期間　平成24年２月６日まで
平成23年12月16日　秋田地方裁判所横手支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１２号
愛知県西尾市平坂町奥辰15番地１
清算株式会社　株式会社テンカイ
清算人　清水　浩二
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第６号
函館市弁天町20番３号
清算株式会社　函館どつく建設工業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
函館地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１０１号
東京都江東区東陽５丁目19番12号
再生債務者　株式会社マイハラ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32　アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　南　　賢一
平成23年12月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第９５号
富山県富山市八尾町深谷京ケ峰10番地
再生債務者　八尾観光開発株式会社
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月13日から平成24年２月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第５８号
千葉県東金市小野110番地
再生債務者　株式会社三宅孵卵場
特別調査期間　平成24年１月26日から平成24年１月27日まで
平成23年12月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第５９号
東京都港区六本木１丁目６番１号泉ガーデンタワー34階
再生債務者　株式会社オフィス設計
１　投票期間　平成24年１月31日まで及び平成24年２月８日午前10時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月８日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成23年12月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第５７号
神奈川県小田原市城内２番13号
再生債務者　株式会社田中組
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式16万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金8000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式2000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金500円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金100万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成23年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４号
滋賀県甲賀市信楽町長野1176番地
再生債務者　山金陶器株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　2000万円
２　資本減少の方法　発行済株式総数２万株全部は新株式の払込期日に払込があったときにおいて当該払込期日の翌日をもって無償消却する。
３　定款の変更　再生債務者が発行する株式の総数を８万株に変更する。
４　定款の変更がその効力を生ずる日　第２項の資本減少の効力が生じたとき
平成23年12月13日　　大津地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
再生債務者　株式会社はつかり麺
１　決議に付する計画案　平成23年11月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月７日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年１月31日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月24日
平成23年12月13日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第５６号
東京都練馬区豊玉上２丁目２番５号
再生債務者　総成建業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月31日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年１月23日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月17日
平成23年12月14日
東京地方裁判所民事第20部